

海外バイヤーオンライン商談会（日本酒）開催業務委託に関する質問及び回答

（令和4年6月27日現在）

※No. 2～5は前回の質問回答（令和4年6月20日）から追加した質問回答です。

No.	質問項目	質問内容	回答
1	仕様書 4：(2) 海外バイヤーへのサンプル品の購入・送付	日本国内のサンプル発送費用は事業者負担で大丈夫でしょうか。	仕様書4：(2) 海外バイヤーへのサンプル品の購入・送付のとおり、受託者が商談用のサンプル品として参加事業者から購入し、取りまとめて海外バイヤーへ送付することとしていますので、受託者の負担となります。
2	仕様書 4：(1) -①海外バイヤーの選定	「小売店又は複数の小売店等に販路を持つ商社等」とございますが、小売店等には、レストランやバーなども含まれていると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、商社等の販路先がレストランやバーでも構いません。
3	仕様書 4：(1) -①海外バイヤーの選定	「小売店又は複数の小売店等に販路を持つ商社等」とございますが、小売店やレストランもバイヤーとして参加（カウント）することは問題ないでしょうか。	海外バイヤーとしてカウントするのは、小売店又は商社等のため、小売店はカウントしますが、レストランはカウントしません。ただし、海外バイヤー2社に加えて、事業費の範囲内においてレストランを相手に商談を実施することは妨げません。
4	仕様書 4：(1) -①海外バイヤーの選定	「イギリスまたはフランスにおいて」とありますが、イギリスとフランス各国で海外バイヤー1社ずつでも問題ないでしょうか。	仕様書4：(1) オンライン商談会の開催にかかる企画調整、会場準備、管理運営のとおり、受託者が、イギリス及びフランス両国内に自社の店舗、営業所又は事務所等を有している場合はイギリスとフランス各国で海外バイヤー1社ずつでも構いません。
5	仕様書 4：(1) -②県内事業者の募集、選定、個	県庁経由で協力機関（例えば、岐阜県酒造組合連合会、岐阜商工会議所、岐阜県商工会連合会等）への協力をお願いなどをしていただく	海外バイヤーのニーズに合致する県内事業者の募集や調整は、受託者において行っていただくことを想定しています。

	別相談への対応	ことは可能でしょうか。	
--	---------	-------------	--